

前回のWGにおいて、完成用部品に関する定義を明確に示す必要性について議論された。（第2回WG「資料3」）

既製品装具の新規設定に向けて、完成用部品との明確な線引きが必要となったため。

例えば、完成用部品の中には、膝装具（硬性）や上肢装具等で既製品の装具が収載されており、制度上、完成用部品は基本価格と製作要素価格に積算して価格を上乗せ可能となっているが、既製品の装具では、基本価格や製作要素価格をオーダーメイド装具と同様に積算することは、過大請求あるいは2重請求にもなり得る。

また、車椅子クッションは、インターネット販売等もされているが、一部の商品でメーカー希望小売価格よりも完成用部品価格の方が高価に設定されているものが見受けられた。

（派生する問題）

- 現状では完成用部品にしか認められていない借受けに関する基準の改正
- 既製品装具が完成用部品として申請されている場合の移行のタイミング
- 既製品装具と完成用部品の価格設定の違い

①既製品装具の対象について。

例

- ・ 下肢装具の膝装具や短下肢装具
支柱付きのものからサポーターまでである。
- ・ 上肢装具の把持装具用部品のBFOや指装具用部品
- ・ 座位保持装置の完成用部品の支持部_骨盤・大腿部に整理されている車椅子用クッション

車椅子用クッションは、座位保持装置で使用、車椅子や電動車椅子で使用しているものですが、単体では補装具になりません。

②既製品装具の申請の必要性について。

例

- ・ 完成用部品同様、既製品装具として扱える製品を登録し、リスト化する必要があるか。

③一般市販品の取り扱いについて。

例

- ・ 一般流通品としてネットで販売、介護保険の福祉用具貸与、補装具費支給制度での支給など、価格差が発生しなければ使用可と整理して問題ないか。

「補装具費支給事務取扱要領」より抜粋

なお、完成用部品は義肢、装具等の構成部品であって、消費税が非課税となる身体障害者用物品ではないため、製作又は修理作業を伴わず完成用部品のみを購入又は借受けに係る補装具費を支給するものについては、告示により算定した費用の額（その額が現に当該補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の額を超えるときは、当該現に補装具の購入、借受け又は修理に要した費用の額とする。以下「基準額」という。）の内訳に消費税相当額を含むこととなること。

（５）完成用部品

部品の名称、使用部品、価格等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」に定めるところによるものとする。

完成用部品の定義（案）

完成用部品とは（案）

完成用部品とは、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に定められた義肢・装具・座位保持装置をオーダーメイドあるいはモジュラー型により製作・完成させるための部品とする。そのため、単品で補装具としての機能を有するもの及び介護用品等として障害者以外の者に対し販売またはレンタルされているものを除き、かつ「購入等に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品の指定について」の別添「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準に係る完成用部品」リストに記載されているものとする。